

【確認書】：一般廃棄物処分契約の取り扱いについて

「一般廃棄物処分委託契約書」（以下併せて「原契約」という。）に定める事項について、以下のとおりの取り扱いとすることの確認をお願いいたします。

1. 処分業許可証の変更が生じた際の取り扱いについて

- 1) 品目、施設等の変更手続きを終えて弊社にて許可証を受領しましたら、変更通知と新たな許可証は仲介者を通じて提供します。
- 2) 同時に「弊社ホームページ」に「許可証」を掲載いたします。

2. 業務の調査等について

- 1) 弊社に予告無く処分施設における廃棄物の処分状況等を調査する場合、人的・物理的に困難で適切な説明ができない場合があります。予め施設確認申込書により予約され、弊社施設での処分状況の調査をお申し付け下さい。

3. 処理料金の請求について

- 1) 一般廃棄物の処分に関する「処分費の請求」は全てを仲介者を通じておこないます。
- 2) 原契約と併せて別途支払いに関する覚書等を締結する場合には、仲介者を通じて協議調整をさせていただきます。

4. その他について

- 1) 「原契約」及び「確認事項」にない事項が発生した場合は、誠意を持って協議させていただきます。
- 2) 上記1.の情報公開先については、別添資料のとおりとし公開方法等に変更が生じた場合は仲介者を通じて提供します。
- 3) その他マニフェストD票の返却、施設確認の受付等についても仲介者を通じて行わせていただきます。
- 4) 弊社の取り扱いとして、最終搬入日から数えて5年間原契約内容での搬入が無い場合は、契約解除とみなします。
- 5) 本書の内容を確認した場合、原契約書に添えて保管をお願いします。

東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号
株式会社 京葉興業

株式会社 京葉興業 情報公開方法について

I.一般廃棄物 処分業許可証について

(株)京葉興業 ホームページ	http://www.keiyokogyo.co.jp/publics/index/29/
	・TOP⇒「許可取得一覧」 ⇒処分業：一般廃棄物（東京都23区） 「江東区」（PDF）